

# 1. 空き家・空き地の流通

## ・全国版空き家・空き地バンク

【国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課】

- 各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。公募により選定した2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】にて平成30年4月より本格運用。
- 令和5年2月末時点で47都道府県を含めた1,788自治体のうち、949自治体が参画(参画率53%)。累積成約数は約13,300件、うち農地付き空き家は約1,300件。
- 農地付き空き家の掲載可能、特集ページも設置。

株式会社LIFULL



アットホーム株式会社



〔関連URL〕

国土交通省空き家・空き地バンク総合情報ページ  
 LIFULL HOME' S空き家バンク  
 at home空き家バンク

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html)  
<https://www.homes.co.jp/akiyabank/>  
<https://www.akiya-at-home.jp/>

## 2. 空き家の改修・活用等

### ・ 空き家再生等推進事業

【国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室】

- 居住環境の改善整備を図るため、空き家の活用等に対して支援。
- 空き家を住環境の改善及び地域活性化のための計画的利用に供するために行う改修等に要する費用の一部を補助。

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、  
空き家・不良住宅を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を  
観光交流施設に活用

## 2. 空き家の改修・活用等

### ・ 空き家対策総合支援事業

【国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室】

- 空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用等の総合的な空き家対策を実施する市区町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置。
- 空き家を地域活性化のための計画的利用に供するため行う改修等に要する費用の一部を補助。

空き家の除却	空き家の活用
	
	
居住環境の整備改善のため、 空き家・不良住宅を除却	地域活性化のため、空き家を地域交流 施設に活用

空家法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等と連携して事業を推進

# 3. 就農支援

## ・ 青年等就農資金

### 【農林水産省 経営局 就農・女性課】

○ 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金(資材等)を支援します。

(支援を受けるには、市町村から青年等就農計画の認定を受ける必要があります。)

**青年等就農資金の内容**

**1. 対象者**  
 新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者)

※ 青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員を占める法人  
 ※ 農業経営を開始してから一定期間(5年)以内のものを含み、認定農業者を除く

**2. 借入条件等**

(1) 資金用途:

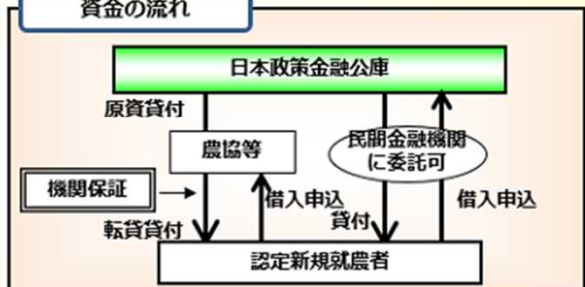
- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借等に必要な資金  
(◇農地等の取得は除く)
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
  - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
  - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
  - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
  - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

(2) 貸付利率：無利子  
 (3) 借入限度額：3,700万円(特認限度額1億円)

(4) 償還期限(うち据置期間)：17年以内(5年以内)  
 (5) 担保等：実質無担保・無保証人

**3. 取扱金融機関**  
 株式会社日本政策金融公庫  
 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)  
 ※農協等民間金融機関による転貸也可

**資金の流れ**



**◇農地等の取得に利用できる資金(経営体育成強化資金)**

認定新規就農者が農地等を取得する場合には、経営体育成強化資金(有利子)の利用が可能  
 ※借入額が1,000万円以下の場合、  
 ①融資率100%、  
 ②償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)

[関連URL] 青年等就農資金(新規就農者向けの無利子資金制度)について  
[https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_kasituke/index2.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kasituke/index2.html)

# 3. 就農支援

## ・ 就農準備資金・経営開始資金、経営発展支援事業

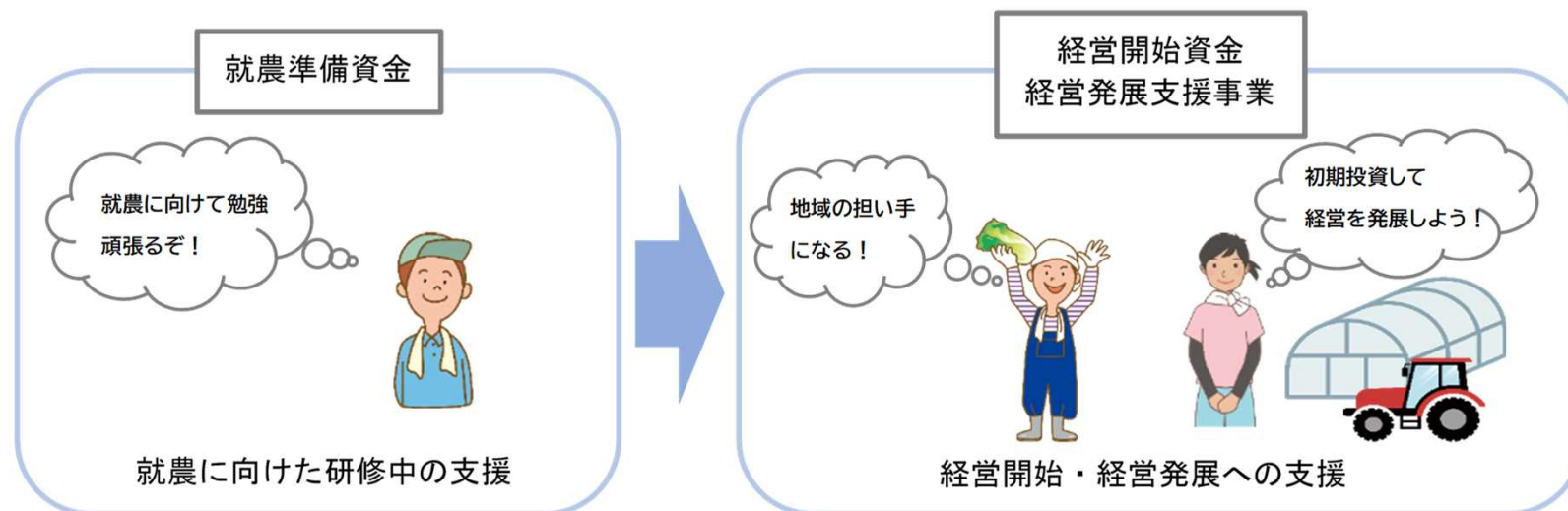
【農林水産省 経営局 就農・女性課】

### ○ 就農準備資金・経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(就農準備資金(最長2年間、12.5万円/月))及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始資金(最長3年間、12.5万円/月))を交付。

### ○ 経営発展支援事業

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等※の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援(補助対象事業費上限1,000万円、国の補助上限1/2)。(※ 助成対象:機械・施設、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等)



## 4. 移住、二地域居住への支援等

### ・ 交流情報ガーデン

#### 【総務省 地域力創造グループ】

- 地方移住希望者等へのしごと・すまい・生活環境等の移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として東京駅八重洲口至近に「移住・交流情報ガーデン」を開設(平成27年3月より)。
- 「移住・交流情報ガーデン」では、地方移住に関する一般的な相談に対応しているほか、地方での就農や就職などの相談には専門の相談員が対応。
- また、地方移住希望者等に地域の魅力や移住関連情報を地方自治体等が直接アピールする移住相談会やセミナー等も「移住・交流情報ガーデン」において随時開催。



【移住・交流情報ガーデンにおける移住相談会の模様】

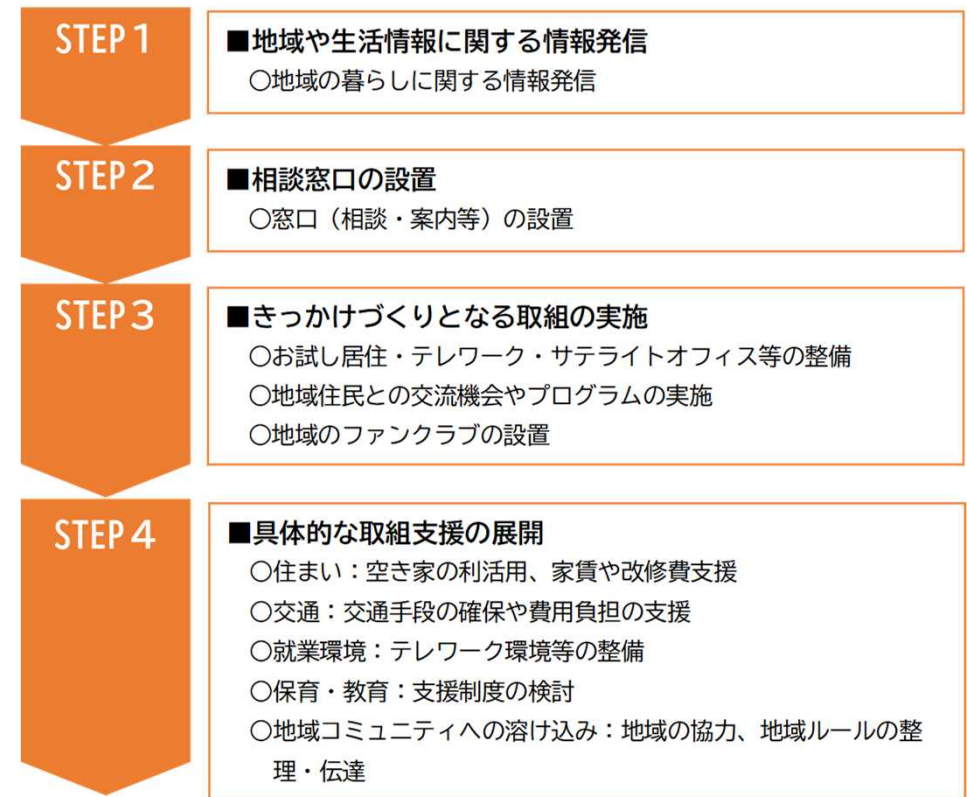
## 4. 移住、二地域居住への支援等

- 「地方公共団体向け二地域居住等施策推進ガイドライン」、  
「個人向け二地域居住ハンドブック」

【国土交通省 国土政策局 地方振興課】

- 二地域居住等を推進する地方公共団体の取組を後押しする「地方公共団体向け二地域居住等施策推進ガイドライン」及び「個人向け二地域居住ハンドブック」を作成し、国土交通省HPで公表。
- ガイドラインの主な内容として、
  - ・コロナ前後の二地域居住等を取り巻く変化や近年のニーズ
  - ・社会的意義と推進するためのポイント
  - ・地方公共団体が行ってきた先進的・ユニークな事例
 を掲載。
- ハンドブックでは、二地域居住の魅力、始めるまでの手順、ノウハウ及び実践者の体験談等を紹介。

〔二地域居住等を推進するステップ〕



〔出典〕 地方公共団体向け二地域居住等施策推進ガイドライン

# 4. 移住、二地域居住への支援等

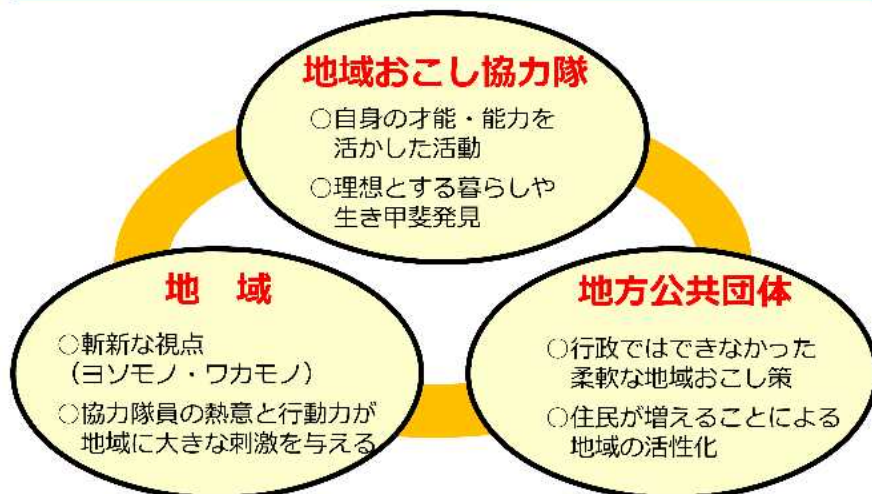
## ・ 地域おこし協力隊

【総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課】

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。
- 隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

### 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員の約4割は  
女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ  
65%が同じ地域に定住  
※R3.3末調査時点

〔関連URL〕 総務省 地域おこし協力隊

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/02gyousei08\\_03000066.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html)